

平成30年度部活動に係わる活動方針

平成30年4月2日
昭和町立押原中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

2 基本的な指導方針

- (1) 心身の成長過程にある生徒が、体力を向上させたりスポーツ・文化・芸術・科学等における技能の向上に努めるように支援する。
- (2) 心身の調和のとれた発達を図り、他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度、克己心を育てる。
- (3) 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度を育てる。
- (4) 各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、過重な負担とならないよう留意する。体罰は決して許されないことを十分に意識する。

3 指導における留意点

- (1) 顧問は、担当する部の特性を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を工夫し、生徒の目標が達成できるよう努める。
- (2) 顧問は、活動に指導において、けが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護への報告・相談を怠らない。
- (3) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を進める。
- (4) 校長は、部活動が学校教育の一環であること、及びその意義や運営・指導の在り方についてすべての職員が理解し実践するよう努めるとともに、本校の部活動に係わる活動方針に基づいた活動が行われるよう職員を指導する。

4 運営と活動計画

- (1) 学期中は、週あたり2日以上の休養日を設けることを原則とし、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするすることを基本とする。また、基本的に月曜日は部活動を行わない日とする。(第1、3月曜日は「きずな」の日」となっている)

ただし、大会等のために土曜日・日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるよう努める。また、年間を通して、土曜日・日曜日及び祝日の半数以上を休養日とする。

- (2) 1日の活動時間は、原則として、平日においては2時間程度、休業日においては3時間程度とする。ただし、大会等においてはこの限りではない。
- (3) 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができ、また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(学校閉庁日には部活を行わない)

※学校閉庁日 8月13日～15日

11月 1日(創立記念日)

- (4) 生徒の学習時間の確保ができるよう、中間テスト前5日間、期末テスト前7日間は部活動停止とする。ただし、大会等の場合は、校長の許可を得て活動する場合もある。

5 本年度の部活動

(1) 常設部

運動部：野球部 サッカーボール部 男子バレー部 女子バレー部
男子バスケットボール部 女子バスケットボール部
男子ソフトテニス部 女子ソフトテニス部 ソフトボール部
男子卓球部 女子卓球部 陸上競技部

文化部：吹奏楽部 美術部 自然科学部

(2) 特設部

剣道部 水泳部 空手部 バドミントン部 柔道部

※年度ごとに、生徒数と教員数の状況を見て、中体連主催の教育内大会に顧問引率で参加可能な部を認定する。

(3) 活動時間

朝練習：火曜日から金曜日の7:30～8:10の間に活動できる。

原則として、月曜日・集金日1日目は朝練習をしない。

放課後練習：季節ごとに決められた活動終了時間を守ること。

原則として、月曜日は練習を行わない。

土日の練習：原則として土曜日か日曜日のどちらかを休養日とする。

6 外部指導者

- (1) 顧問は、外部指導者を活用する場合は、事前に校長の許可を得ること。
- (2) 外部指導者は、優れた指導力があり、本校及び顧問の部活動活動方針に基づいた指導ができる人物であること。
- (3) 外部指導者は、1年ごと見直し、年度始めに依頼すること。